証券コード3600
2021年６月11日

株　主　各　位

京都市北区平野宮本町５番地
株式会社 フジックス
代表取締役社長　藤 井 一 郎

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送願います。(当社の議決権行使期限は、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分であります。)

本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、株主総会開催日時点での状況により、当社の判断において株主総会会場において感染予防のための必要な措置を講じる場合がありますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ご出席されます株主様におかれましてもマスク着用などの感染予防にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**2021年６月29日（火曜日）午前10時**

２．場　　所　京都市下京区四条通堺町東入る立売中之町100－１
四条ＫＭビル８階
ＴＫＰ京都四条駅前カンファレンスセンター　ホール８Ｂ
(末尾の会場ご案内略図を参照下さい。)

3．目的事項

報告事項

1．第72期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第72期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fjx.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎事業報告の「会社の体制及び方針」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.fjx.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員が監査した事業報告、会計監査人及び監査等委員が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とホームページに掲載した上記書類となります。

◎一昨年まで株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、今回も取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、強固な経営基盤のもとに、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としており、引き続き収益力の回復に努めて、長期安定的に投資家のご期待に応えるよう努力を続けてまいります。

当期の期末配当金は、上記の基本方針に従い、１株につき70円（普通配当 62円50銭　創業100周年記念配当 ７円50銭）とさせていただきたく存じます。

また、内部留保金につきましては、感染症蔓延等によるグループの事業活動停滞リスク等への備えとしつつ、今後事業環境が大きく変化すると予想されるなか、長期の経営基盤構築のために有効に活用したいと考えております。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　金70円00銭
（普通配当62円50銭　記念配当７円50銭）

総　　額　　96,366,760円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（５名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	藤井一郎 (1958年２月１日生)	1980年４月　当社入社 1985年３月　同取締役 1994年６月　同常務取締役 1996年６月　同代表取締役専務 1997年６月　同代表取締役副社長 1998年６月　同代表取締役社長（現任）	44,000株
	藤井一郎氏は、1985年3月以来、当社の取締役として要職を歴任し、1998年以降は当社の代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わり、事業全般に精通しております。今後も中長期の企業価値向上のために引き続き取締役への選任をお願いするものであります。		
2	松尾勇治 (1972年６月25日生)	2003年12月　当社入社 2009年４月　同財務課長 2010年２月　同経営企画室長兼財務課長 2018年４月　同理事管理部長兼財務課長 2018年６月　同取締役管理部長兼財務課長 2020年４月　同取締役管理部長 2020年６月　同常務取締役管理部長（現任）	2,000株
	松尾勇治氏は、長年当社の財務部門に携わり、経営企画室長を歴任するなど、当社の財務企画部門に精通しております。また、管理部長就任後は、当社グループ全般の経営企画にも携わっております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。		
3	藤井翔太 (1988年１月19日生)	2010年４月　株式会社京都銀行入行 2015年４月　当社入社　経営企画室長代理 2018年４月　同理事経営企画室長 2018年６月　同取締役経営企画室長 2020年６月　同常務取締役経営企画室長（現任）	17,400株
	藤井翔太氏は、金融機関での勤務経験を通じて、企業のガバナンスなど経営について有用な知見を有しております。また、経営企画室長を務めており、当社グループの経営企画全般に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	川嶋 伸久 (1959年５月12日生)	1982年４月　当社入社 2003年10月　上海富士克貿易有限公司　総経理 2010年１月　上海富士克制線有限公司　営業部長 2015年１月　当社アパレル資材部長 2016年６月　同取締役アパレル資材部長（現任）	2,020株
	川嶋伸久氏は、中国販売子会社の要職を歴任するなど、主に当社の工業用縫い糸の販売業務に精通し、現在は当社グループの工業用縫い糸の国内外における営業全般を統括しております。今後もこれらの統括を通して当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。		
5	上原 康裕 (1969年7月18日生)	1988年４月　当社入社 2016年４月　上海富士克制線有限公司生産部長(現任) 2018年４月　当社理事 2019年７月　常州英富紡織有限公司総経理（現任） 2020年６月　当社取締役生産部長（現任）	1,800株
	上原康裕氏は、長年当社の生産部門に携わり、中国子会社の生産部門の要職を歴任するなど、グローバル化する当社グループの生産業務に精通しております。今後もこれらの知見を通して当社の経営に携わるべく､引き続き取締役への選任をお願いするものであります。		

(注) 1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現監査等委員である取締役全員（３名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	杤山広幸（すぎやま ひろゆき） (1954年８月３日生)	1977年３月　当社入社 1998年３月　上海富士克貿易有限公司総経理 2005年３月　当社営業本部営業二部長兼海外市場開拓室長 2007年４月　同営業本部アパレル資材部長 2010年１月　営同業本部営業開発部長 2012年６月　FUJIX　VIETNAM　CO.,Ltd.　取締役社長 2014年１月　当社営業本部アパレル販促担当部長 2015年６月　同常勤監査役 2019年６月　同取締役(監査等委員)(現任)	2,400株
	杤山広幸氏は、永年にわたり販売部門の責任者や海外子会社の責任者などの当社グループ内の要職を歴任し、当社グループの業務に精通しております。また、常勤監査役、取締役（監査等委員）として、当社グループの業務の適正性の確保に努めてきました。当社グループのガバナンス体制の強化のために、引き続き取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。		
2	【社外】 吉田薫（よしだ かおる） (1957年８月23日生)	1982年10月　司法試験合格 1985年３月　司法研修所卒業 1985年４月　弁護士登録 1990年９月　吉田薫法律事務所開業 2015年５月　当社 仮監査役 2015年６月　同 社外監査役 2019年６月　同 社外取締役(監査等委員)(現任) （重要な兼職の状況） 吉田薫法律事務所代表	― 株
	吉田薫氏は、経営陣から高い独立性があり、弁護士としての専門知識や経験を当社グループ全般の経営及びガバナンス体制の強化に活かしているだけでなく、客観的立場から経営を監督しております。弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識を有していることから、今後も適切な助言と経営の監督機能の発揮が期待されますので、引き続き社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。また、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、独立した当社の監査、監督業務を的確に遂行していただける社外取締役（監査等委員）として適任と判断しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	【社外】 山田善紀（やまだよしのり） (1973年３月23日生)	2002年４月　公認会計士登録 2006年６月　税理士登録 2011年７月　税理士法人川嶋総合会計 代表社員(現任) 2015年６月　当社 社外取締役 2016年11月　株式会社トーセ 社外監査役 2017年６月　株式会社たけびし 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年６月　当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年11月　株式会社トーセ 社外取締役(監査等委員)(現任) （重要な兼職の状況） 税理士法人川嶋総合会計 代表社員	― 株
	山田善紀氏は、経営陣からの高い独立性があり、公認会計士及び税理士としての専門知識や経験を当社グループ全般の経営及びガバナンス体制の強化に活かしているだけでなく、客観的立場から経営を監督しております。 公認会計士として、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての経営管理の経験も豊富であり、今後も適切な助言と経営の監督機能の発揮が期待されますので、引き続き社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、独立した当社の監査、監督業務を的確に遂行していただける社外取締役（監査等委員）として適任と判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．吉田薫氏並びに山田善紀氏は社外取締役(監査等委員)候補者であります。
なお、当社は吉田薫氏及び山田善紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．吉田薫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
４．山田善紀氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は６年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は２年となります。
５．山田善紀氏が代表社員を務める税理士法人川嶋総合会計と当社は顧問契約を締結しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
６．当社は吉田薫氏及び山田善紀氏との間で、会社法第425条第１項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
国松治一 (1957年６月８日生)	1985年10月　司法試験合格 1988年３月　司法研修所卒業 1988年４月　弁護士登録 1994年４月　国松法律事務所開業 (重要な兼職の状況) 国松法律事務所代表	―　株
国松治一氏は、経営陣から高い独立性があり、弁護士としての専門知識や経験によりコンプライアンス経営に高い見識を有しており、適切な助言や経営の監督機能の発揮が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) １．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．国松治一氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。

３．国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

４．国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第１項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。国松治一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以　上

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨秋以降、新型コロナウイルス感染者が再び増加傾向に転じ、本年1月には、11都府県で2度目となる緊急事態宣言の発令に至るなど、先行きの見通せない状況が続きました。

アパレル・ファッション業界におきましては、コロナ禍による外出機会の減少や購買意欲の減退、インバウンド需要の消失等により落ち込んだ国内における衣料品消費は、回復も限定的で、その生産も一部を除いて抑制傾向が続いたことから、主力である工業用縫い糸の受注は落ち込んだままの状況で推移しましたが、その一方で、巣ごもり需要とも言える家庭でのソーイング需要は徐々に沈静化を見ながらも高止まり傾向が続き、当連結会計年度の家庭用縫い糸の受注は、前連結会計年度を上回ることとなりました。

これらから当連結会計年度の売上高は5,830百万円（前期比3.6%減）となりました。

一方利益面につきましては、工業用縫い糸の受注低迷が続いたことにより、減益要因が拡大したものの、一昨年の販売価格改正による利益率の改善や当社における家庭用縫い糸の増収に加え、賃借料の減少や対外営業活動停滞に伴う経費の減少など、当社新社屋の営業開始に伴い発生した一過性の費用負担や償却費を上回る経費の減少もあり、営業利益は95百万円（前期比122.5%増）、経常利益は146百万円（前期比20.4%増）となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期は当社の東京支店の減損損失89百万円を特別損失に計上したため、25百万円の損失となりましたが、当連結会計年度は137百万円の利益となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

日本

当社グループにおきましては、事業年度の末日を、当社は3月末日、国内子会社は1月末日と定めており、２ヶ月のずれがあることや、それぞれの事業分野や販売地域も異なるため、状況は各社ごとに若干の相違が見られるものの、当第4四半期連結会計期間も所謂巣ごもり需要とも言える家庭でのソーイング需要は、徐々に沈静化を見ながらも高止まり傾向が続き、当連結会計年度の家庭用縫い糸の受注は、前連結会計年度を上回ることとなりました。

しかしながら、アパレル・ファッション業界におきましては、コロナ禍による外出機会の減少や購買意欲の減退、インバウンド需要の消失により落ち込んだ国内における衣料品消費は、回復も限定的で、その生産も防護服など一部を除いて抑制傾向が続いたことから、主力である工業用縫い糸の受注は落ち込んだままの状況で推移しました。

これらから当セグメントの売上高は4,796百万円（前期比0.5％増）となりました。

また、利益面につきましては、昨夏の当社新社屋の営業開始に伴う一過性の費用負担や償却費が発生したものの、上述の通り、一昨年の販売価格改正による利益率の改善や当社における家庭用縫い糸の増収、賃借料や対外営業活動停滞に伴う経費の減少等もあり、セグメント利益は31百万円（前期は39百万円の損失）となりました。

アジア

当セグメントに属する全ての海外子会社は、事業年度の末日を12月末日と定めており、当連結会計年度には、2020年１月から12月までの業績が連結されております。

アジアセグメントの主となる中国におきましては、新型コロナウイルス感染者数も抑制され、経済全般には回復傾向が見られましたが、タイ国におきましては消費の回復は見られず、アパレル・ファッション業界を始め、繊維産業全般に厳しい事業環境が続きました。

また、日本向け衣料品の生産につきましては、日本での消費の落ち込みを受けて抑制傾向が続き、日本向け衣料品用の工業用縫い糸の販売や生産が大きなウェイトを占める当セグメントの各子会社は、全般に厳しい商況で推移しました。

これらに加えて為替換算レート変動による減収要因もあり、当セグメントの売上高は1,033百万円（前期比19.0％減）セグメント利益も51百万円（前期比42.1％減）にとどまりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は273百万円であり、その主なものは、本社新社屋の建設残金189百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第69期 2018年3月期	第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	6,352	6,401	6,050	5,830
経常利益 (百万円)	34	30	121	146
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	990	△216	△25	137
1株当たり当期純利益	719円57銭	△157円25銭	△18円39銭	100円01銭
総資産 (百万円)	11,765	11,118	10,560	10,707
純資産 (百万円)	9,949	9,372	9,037	9,382
1株当たり純資産	6,688円86銭	6,297円15銭	6,058円38銭	6,324円44銭

(注) 1．△は損失を示しております。
2．2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、わが国の個人消費は、短期的には外出機会の減少による所謂「巣ごもり需要」と、旅行やイベント、外食などの所謂「お出かけ需要」は対照的な様相となりました。

縫い糸や刺繍糸の製造・販売を主な事業とする当社グループが最も深く関わるわが国のアパレル・ファッション業界や手芸関連業界におきましては、近年、ライフスタイルや価値観の変化に伴って、消費者の衣料品や手作り手芸に対するニーズや購買行動も多様化が進んできましたが、今回のコロナ禍により、短期的にはむしろ上述の対照的な消費動向の影響を大きく受けております。

また、今回のコロナ禍をきっかけに変化した生活様式や消費志向、購買行動は、感染の収束後も一定程度は定着することが考えられ、今後の消費動向は不透明です。

さらに他方では、温室効果ガスや環境汚染問題を背景に持続的社会構築への関心が世界的に高まるなか、新興国においても、経済成長の代償ともなってきた環境汚染に対する法規制等が一段と強化されつつあり、今後、コロナ禍が収束した後には、当業界においても持続的社会構築のための様々な要請が一層高まることが予想されます。

このように国内外の状況が大きく変わりつつあるなか、当社グループといたしましては、中長期的な縫い糸事業の環境について、次のように考えております。

(1) 工業用縫い糸の事業については、世界の縫製基地の一つとなっている中国を始め東南アジア諸国においては、国内外の同業者との販売競争が一段と激化しつつあることはもちろん、為替変動や国家統治の変化、法律、税制などの突然の改正、賃金上昇等を始めとする雇用環境の変化に加え、環境汚染に対する規制の強化などから、日本に比べて事業リスクが高いものの、中長期的には経済成長に伴う富裕層の増加により、高級衣料品や自動車等のさらなる消費拡大が期待され、縫製品位や縫製効率の向上に不可欠な高品質な縫い糸や環境問題に配慮した縫い糸の需要の拡大が見込まれる。

また同地域では、当社のシェアの低い欧米向け衣料品等の生産規模も大きいことから、今後もそれらのニーズを満たす縫い糸は販売拡大の余地がある。

一方、海外への生産移転と縫製従事者の減少により市場の縮小を余儀なくされている日本国内においては、縫製の省力化や効率化、縫製品の機能性向上に寄与する独自性や機能性の高い縫い糸や高質なサービスの提供により、シェアの拡大が可能である。

(2) 家庭用縫い糸の事業については、近年、国内の手作りホビー分野におけるソーイング(縫い物)需要は、生活様式の変化や趣味の多様化などを背景に漸減傾向が続いてきたものの、今回のコロナ禍による在宅時間の見直しをきっかけに、癒しやオリジナリティの観点からソーイングも見直されつつあり、家庭用ミシンの販売も一時的に増加したことから、今後も手作りホビー（ハンドメイド）の一分野として有効な提案を継続することにより、ソーイング需要の掘り起こしの余地がある。

また、海外市場については、欧米市場における当社製品のシェアは極めて低く、独自性の高い製品の開発や需要掘り起こしの有効な提案によって、シェア拡大の余地があるほか、中長期的に富裕層の増加が見込まれる中国を始め東南アジア諸国においては、手作りホビー市場の成長が期待できる。

当社グループは、これらの縫い糸事業の中長期的な経営環境を踏まえた上で下記の「会社の対処すべき課題」に取り組み、業績の向上と将来の成長を目指してまいります。

(1) 高機能はもちろん、環境問題に配慮し、持続的社会の構築に寄与する技術開発、製品開発にも努め、家庭用から工業用、衣料用から非衣料用に至るまで、独自性があり、高品質且つ幅広い製品を有して製品競争力の強化と付加価値の増大を目指す。

(2) 海外事業のリスクを踏まえつつ、アジア地域での環境負荷の軽減や生産体制および販売拠点の整備や見直しに努めつつ、販売競争力を強化して、アジア事業の一層の拡大を図る。

(3) 国内連結子会社３社との連携を強化しつつ、衣料用・非衣料用ともに独自性や機能性の高い製品と高質なサービスの提供を通して幅広い顧客を開拓し、日本国内における縫い糸のシェア拡大を図る。

(4) 国内外の手芸関連市場に対してSNSなども活用しながら、ソーイングを始め、自宅で楽しめる手作りホビーの魅力を発信し、日本国内の新たな需要の掘り起こしに努めるとともに、独自の製品や蓄積したノウハウも活かして、欧米諸国やアジア地域等、海外市場の開拓に努める。
(5) ユーザー、取引先の購買行動や消費の変化等に対応することや、生産の合理化・効率化を目的としてAIやIoTの活用を目指す。
(6) 生活様式の変化や働き方改革の今後の動向を踏まえ、従業員の育成と活性化の図れる労働環境を整備して、事業を円滑に継続しつつ、技術やノウハウの継承を行う。
(7) 社会的信頼の維持はもとより、環境負荷の軽減をはじめ、持続的社会の構築に寄与するため、企業としての社会的責任を果たす。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社FTC	100百万円	100%	縫い糸の製造・販売
株式会社シオン	50百万円	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
株式会社ニットマテリアル	50百万円	100%	衣料原材料・縫い糸の販売
上海富士克制線有限公司	6,900千米ドル	70%	縫い糸・刺しゅう糸の製造・販売
上海富士克貿易有限公司	1,250千米ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
上海新富士克制線有限公司	1,000千元	(90%)	縫い糸・刺しゅう糸の販売
富士克國際（香港）有限公司	3,500千香港ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
上海福拓線貿易有限公司	25百万円	(100%)	縫い糸の販売
常州英富紡織有限公司	315百万円	100%	縫い糸の撚糸加工
FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.	650千米ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	100百万バーツ	70%	縫い糸の製造/縫い糸・刺しゅう糸の販売

（注） 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合（内数）を示しております。

③企業結合の経過及びその成果

当社の連結子会社は上記の11社（国内３社、海外８社）であります。なお、企業結合の成果については、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、家庭用縫い糸及び工業用縫い糸・刺しゅう糸並びに各種糸の製造、販売を主たる事業としております。また、これらの原材料及び半製品の販売並びに手芸関連商品及び縫製副資材等の販売も行っております。

区　　分	主　　要　　製　　品
家　庭　用　製　品	合繊ミシン糸・手縫い糸・刺しゅう糸 絹ミシン糸・手縫い糸、手芸用各種糸
工　業　用　製　品	合繊ミシン糸・刺しゅう糸
そ　の　他　製　品	合繊撚糸半製品、合繊染色半製品 手芸関連商品、縫製副資材

(8) 企業集団の主要拠点等

名　　称	所　　在　　地
本社（営業部、管理部）	京都市北区
当社東京支店（営業部）	東京都豊島区
当社滋賀事業所（生産部、物流部、研究開発室）	滋賀県東近江市
フジックスグループ東北物流センター	秋田県横手市
株式会社ＦＴＣ	京都市北区ほか２拠点
株式会社シオン	秋田県横手市
株式会社ニットマテリアル	山梨県甲府市
上海富士克制線有限公司	中国・上海市
上海富士克貿易有限公司	中国・上海市
上海新富士克制線有限公司	中国・上海市ほか３拠点
富士克國際（香港）有限公司	中国・香港
上海福拓線貿易有限公司	中国・上海市
常州英富紡織有限公司	中国・溧陽市
FUJIX　VIETNAM　CO.,Ltd.	ベトナム・ホーチミン市
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	タイ・バンコクほか１拠点

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減
男性	190 名	4名減
女性	234	9名減
合計	424	13名減

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者（1名）が含まれております。

②当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	64 名	1名減	49.0	14.6
女性	62	3名減	45.5	16.5
合計又は平均	126	4名減	47.3	15.5

(注) 従業員数には、子会社への出向者（5名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　　1,468,093株（うち自己株式 91,425株）

(2) 株　主　数　　725名

(3) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＦＪ興産	158,600株	11.52%
藤井多鶴子	115,400	8.38
小原京子	86,000	6.25
鈴木直子	68,400	4.97
藤井一郎	44,000	3.20
藤井太郎	42,800	3.11
INTERACTIVE BROKERS LLC	38,800	2.82
株式会社三井住友銀行	36,960	2.68
株式会社京都銀行	33,200	2.41
クロバー株式会社	32,800	2.38

（注）当社は、自己株式91,425株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
藤井一郎	取締役社長 (代表取締役)	
松尾勇治	常務取締役	管理部長
藤井翔太	常務取締役	経営企画室長
川嶋伸久	取締役	アパレル資材部長
上原康裕	取締役	生産部長
杣山広幸	取締役 (監査等委員)	
吉田　薫	取締役 (監査等委員)	吉田 薫法律事務所代表　弁護士
山田善紀	取締役 (監査等委員)	税理士法人川嶋総合会計代表社員　公認会計士 株式会社トーセ 社外取締役（監査等委員） 株式会社たけびし 社外取締役（監査等委員）

（注）1．取締役吉田薫、山田善紀の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2．取締役山田善紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社では、内部監査室が情報収集その他において監査等委員を補佐し、監査・監督機能の強化をはかっているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4．当社は、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社は吉田薫氏及び山田善紀氏との間で、会社法第425条第１項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
5．2020年６月26日開催の第71期定時株主総会において、上原康裕氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6．山本和良、木村宜夫の両氏は、2020年６月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の事項を総合的に勘案して決定するものとします。なお、当社においては、製品の販売に係る施策の効果が業績に反映するまでに時間を要する場合等を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬としての固定報酬、賞与、退職慰労金で構成し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はないものとします。

① 経営状況、業績
② 役位、在任年数
③ 従業員給与とのバランス
④ 他社の報酬水準
⑤ 経済情勢

2．支給時期

支給時期については月額制とし、期末決算確定後の一定の時期に賞与を支給することができるものとします。

また、退任時には一定の基準に基づき、株主総会決議により退職慰労金を支給するものとします。

3．決定手続き

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び退職慰労金は、代表取締役の提案に基づき、社外取締役が参加した取締役会決議により決定するものとします。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で承認された総額の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第70期定時株主総会において年額１億2,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、同時に監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額4,000万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、その決定方法および内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	対象となる取締役の員数
		基本報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	千円 58,310	千円 58,310	名 7
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	14,214 (7,686)	14,214 (7,686)	3 (2)

（注）１．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．支給人員には2020年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名が含まれております。
３．当該期間における役員退職慰労引当金の増額分（取締役（監査等委員を除く。）分14,720千円　監査等委員である取締役分1,440千円（うち社外960千円））が含まれております。
４．上記のほか、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を取締役（監査等委員である取締役を除く）2名に対し45,120千円、支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員等の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の増加額が43,680千円が含まれております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　　分	氏　　名	重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
取　締　役 (監査等委員)	吉　田　　薫	吉田薫法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。
取　締　役 (監査等委員)	山　田　善　紀	当社が顧問契約を締結しております税理士法人川嶋総合会計の代表社員を兼職しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、株式会社トーセの社外取締役（監査等委員）及び株式会社たけびしの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　の　状　況
取　締　役 (監査等委員)	吉　田　　薫	当期に開催された取締役会26回の全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、弁護士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	山　田　善　紀	当期に開催された取締役会26回の内24回に出席し、また、当期に開催された監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、公認会計士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、及びそれに基づく報酬見積もりが適切であるかを検討するとともに、会計監査の職務の執行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額には妥当性があると判断し、同意しております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障が生じた場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を決定し、取締役会は、これを株主総会に付議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断される場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,617,991**	**流動負債**	**573,378**
現金及び預金	2,657,293	買掛金	277,067
受取手形及び売掛金	1,078,078	リース債務	2,045
電子記録債権	247,088	未払金	111,235
商品及び製品	1,463,373	未払法人税等	44,152
仕掛品	713,901	賞与引当金	53,103
原材料及び貯蔵品	419,401	資産除去債務	385
その他	47,554	その他	85,389
貸倒引当金	△8,699	**固定負債**	**751,675**
固定資産	**4,089,070**	繰延税金負債	454,654
有形固定資産	**2,676,263**	役員退職慰労引当金	198,568
建物及び構築物	1,968,872	退職給付に係る負債	58,624
機械装置及び運搬具	291,147	資産除去債務	32,788
土地	369,514	その他	7,040
リース資産	4,201	**負債合計**	**1,325,054**
建設仮勘定	2,343	**純資産の部**	
その他	40,184	**株主資本**	**8,161,203**
無形固定資産	**191,210**	資本金	923,325
その他	191,210	資本剰余金	771,087
投資その他の資産	**1,221,596**	利益剰余金	6,576,104
投資有価証券	944,072	自己株式	△109,313
長期前払費用	15,377	**その他の包括利益累計額**	**545,450**
繰延税金資産	3,000	その他有価証券評価差額金	307,845
退職給付に係る資産	16,226	為替換算調整勘定	246,957
その他	251,433	退職給付に係る調整累計額	△9,352
貸倒引当金	△8,514	**非支配株主持分**	**675,353**
		純資産合計	**9,382,007**
資産合計	**10,707,061**	**負債及び純資産合計**	**10,707,061**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,830,296**
売上原価		**4,084,535**
売上総利益		**1,745,761**
販売費及び一般管理費		**1,650,091**
営業利益		**95,669**
営業外収益		
受取利息	6,216	
受取配当金	27,544	
賃貸料収入	22,716	
売電収入	9,241	
その他	15,818	81,536
営業外費用		
支払利息	136	
賃貸料収入原価	10,066	
為替差損	11,433	
売電費用	5,103	
その他	4,104	30,845
経常利益		**146,360**
特別利益		
固定資産売却益	1,534	1,534
特別損失		
固定資産売却損	626	
固定資産除却損	880	1,507
税金等調整前当期純利益		**146,387**
法人税、住民税及び事業税	54,719	
法人税等調整額	△53,490	1,228
当期純利益		**145,158**
非支配株主に帰属する当期純利益		7,475
親会社株主に帰属する当期純利益		**137,682**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,950,905**	**流動負債**	**290,975**
現金及び預金	1,613,649	買掛金	65,991
受取手形	115,240	リース債務	2,045
電子記録債権	199,768	未払金	91,948
売掛金	389,714	未払費用	22,100
商品及び製品	904,874	未払法人税等	34,889
仕掛品	484,693	前受金	422
原材料及び貯蔵品	77,151	預り金	3,789
前払費用	10,647	賞与引当金	46,805
関係会社短期貸付金	109,176	資産除去債務	385
未収入金	36,496	その他	22,597
未収収益	4,372	**固定負債**	**551,539**
その他	5,291	繰延税金負債	348,641
貸倒引当金	△171	退職給付引当金	5,037
固定資産	**4,618,990**	役員退職慰労引当金	178,720
有形固定資産	**1,649,168**	資産除去債務	12,300
建物	1,142,472	長期預り保証金	6,840
構築物	56,948	**負債合計**	**842,514**
機械及び装置	73,282	**純資産の部**	
車両運搬具	7,770	**株主資本**	**7,419,535**
工具、器具及び備品	27,659	**資本金**	**923,325**
土地	334,490	**資本剰余金**	**758,014**
リース資産	4,201	資本準備金	758,014
建設仮勘定	2,343	**利益剰余金**	**5,847,508**
無形固定資産	**20,432**	利益準備金	209,238
ソフトウェア	18,522	その他利益剰余金	5,638,270
電話加入権	1,909	固定資産圧縮積立金	533,313
投資その他の資産	**2,949,389**	別途積立金	4,500,000
投資有価証券	944,072	繰越利益剰余金	604,957
関係会社株式	486,720	**自己株式**	**△109,313**
出資金	436	**評価・換算差額等**	**307,845**
関係会社出資金	935,818	その他有価証券評価差額金	307,845
関係会社長期貸付金	323,400	**純資産合計**	**7,727,381**
前払年金費用	20,668		
長期前払費用	12,922		
差入保証金	33,252		
保険積立金	184,044		
その他	8,054		
貸倒引当金	△0		
資産合計	**8,569,895**	**負債及び純資産合計**	**8,569,895**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,404,405**
売上原価		**2,336,975**
売上総利益		**1,067,430**
販売費及び一般管理費		**1,026,125**
営業利益		**41,304**
営業外収益		
受取利息	7,002	
受取配当金	65,506	
賃貸料収入	38,844	
売電収入	9,241	
その他	13,167	133,762
営業外費用		
支払利息	344	
賃貸料収入原価	21,055	
売電費用	5,103	
その他	3,388	29,892
経常利益		**145,174**
特別損失		
固定資産除却損	462	
関係会社出資金評価損	39,098	39,560
税引前当期純利益		**105,613**
法人税、住民税及び事業税	32,194	
法人税等調整額	△55,136	△22,942
当期純利益		**128,555**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社　フジックス
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鳥居　陽㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米﨑直人㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社フジックスの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社　フジックス
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鳥居　陽㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米﨑直人㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フジックスの2020年４月１日から2021年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

株式会社フジックス　監査等委員会

監査等委員　　杣山広幸 ㊞

監査等委員　　吉田　薫 ㊞

監査等委員　　山田善紀 ㊞

(注)　監査等委員　吉田薫及び山田善紀は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

京都市下京区四条通堺町東入る立売中之町100－1
四条ＫＭビル８階
ＴＫＰ京都四条駅前カンファレンスセンター　ホール８Ｂ
電話　075（754）8844（代表）



交通機関のご案内

●地下鉄烏丸線四条駅下車　四条地下道13番出口すぐ
●阪急京都線烏丸駅下車　四条地下道13番出口すぐ